

主 文

件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に有期雇用契約の社員として雇用され、警備の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日午前2時50分頃、Cにおいて警備業務に従事中、同僚2名に業務に関する注意を行った際、揉み合いとなり暴行を受け負傷したという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日D病院に受診したところ「両肋骨部挫傷、左肋骨骨折、腰椎圧迫骨折、脊椎圧迫骨折、頰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

請求人は、請求人の本件傷病は本件災害によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人の本件傷病は業務上の事由により受傷したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件災害により受傷したとする本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、警備の業務中に同僚4人から暴行を受け、本件傷病と診断され加療したものであると述べているので、以下、検討する。

当審査会において、平成〇年〇月〇日の本件災害時の防犯カメラ映像を改めて確認したところ、もみ合いの発端は、決定書理由第2の2の(2)のイに記載のとおり、まず請求人がEの襟首付近につかみ掛かり、もみ合いになっていることが確認でき、請求人が主張しているように、いきなり相手から突き飛ばされ、その後もみ合いになったとする行為は確認できないことから、請求人の主張を採用することはできない。

請求人がFに対してした作業手順についての注意発言は業務に関連するものであるが、その後の請求人の発言、口論からもみ合いに発展するまでの経緯をみると、本件災害は、明らかに業務に関連する行為とは判断できないことから、本件災害と業務との間に相当因果関係は認められない。したがって、本件傷病は業務上の事由により受傷したものとは判断できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。